

応募要領別紙 提出書類一覧

1 様式

様式名	提出資料	代表企業	構成企業	備考
ア 企画提案応募申請書 正本1部、副本25部				
(7)単独の事業者の場合				
企画提案応募申請書（様式1）	様式1	○		
(4)特定業務共同企業体(以下「共同企業体」という。)の場合				
企画提案応募申請書（様式1）	様式1	○		
共同企業体構成書（様式1-2）	様式1-2	○		構成企業の記入部分あり
委任状（様式1-3）	様式1-3		○	
イ 会社概要書（様式2） 正本1部、副本25部	様式2	○	○	
ウ 実績書（様式3） 正本1部、副本25部	様式3	○	○	
エ 業務実施体制（様式4、4-2） 正本1部、副本25部	様式4、4-2	○		構成企業の記入部分あり
オ 誓約書（様式5） 正本1部、副本25部	様式5	○	○	
カ 見積書（様式7、7-2） 正本1部、副本25部	様式7、7-2	○		
キ スペック表（様式8） 正本1部、副本25部	様式8	○		エクセルデータも提出すること
ク 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本25部	任意	○		
ケ 上記提出書類のデータ化資料 CDメディア1部		○		

2 参加資格を証する書類 提出 各1部（公的機関発行の証明書類については原本を提出すること）

参加資格	提出資料	代表企業	構成企業	備考
ア 法人であること。	履歴事項全部証明書 （発行後3か月以内のもの）	○	○	共同企業体の場合、構成する全ての事業者が、参加資格ア、ウヘケ及びサの要件を満たす者であること。
イ 過去5年以内に、小中学校（私立含む）、国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体と同種又は類似する業務（国・地方公共団体との情報端末等の売買又は賃貸借契約等）の契約を締結し、履行した実績を有すること。	契約書写し	○	○	様式3の添付資料として必要な分のみ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、参加資格イ及びシの要件を満たす者であること。
ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。	アに同じ	—	—	共同企業体の場合、構成する全ての事業者が、参加資格ア、ウヘケ及びサの要件を満たす者であること。
エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後、3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。		—	—	
オ 企画提案書の提出期限において、本調達に参加する全ての自治体から指名停止及び指名除外の措置を受けていない者であること。		—	—	
カ 国及び地方税（県税）の滞納がないこと。	納税証明書 （国、沖縄県）	○	○	
キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でないこと（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。	様式5	—	—	
ク 業務について十分な遂行能力を有すること。	決算報告書 （貸借対照表、損益計算書）又はこれに類する書類 直近2事業年度分	○	○	
ケ 業務終了までの間、沖縄県教育庁教育DX推進課との協議、連絡調整が随時行えること。	様式3 様式4、4-2	—	—	
コ 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JISQ27001（ISO/IEC27001））認証を取得していること。（共同提案の場合、導入等に係る機微情報を取り扱う業務を行う共同事業者のみの資格取得で構わない）	資格保有を証する書類	○	○	共同企業体の場合 個人情報等の機微情報を取り扱う業務を行う共同事業者が参加資格コの要件を満たす者であること。
サ 会社更生法（平成14年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でない。	アに同じ	—	—	共同企業体の場合、構成する全ての事業者が、参加資格ア、ウヘケ及びサの要件を満たす者であること。
シ 事業者の本店又は営業所が、沖縄県に1か所以上あること。	アに同じ	—	—	共同企業体の場合、共同企業体を構成する事業者のいずれかが、参加資格イ及びシの要件を満たす者であること。
ス 応募は、共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。	—	—	—	—
(7)共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。	—	—	—	—
(4)共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格ア、ウヘサ及びスの要件を満たす者であること。	—	—	—	—
(7)共同企業体を構成する事業者のうち、個人情報等の機微情報を取り扱う業務を行う共同事業者がコの要件を満たす者であること。また、共同企業体を構成する事業者のいずれかが、参加資格イ及びシの要件を満たす者であること。	—	—	—	—